

告 示

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月二十四日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年埼玉県収用委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和六年五月二十七日から施行する。